

## 地域活性化包括連携協定書

阿久根市（以下「甲」という。）、株式会社博報堂プロダクツ（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、阿久根市のブランディングや、それに付随する施策によって地域課題の解決を図るため、以下のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、阿久根市のより一層の地域の活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1） 交流人口・関係人口・移住定住人口の維持・増加、出生率向上に関すること
- （2） 産業の振興に関すること
- （3） 住民サービスの向上に関すること
- （4） 上記1～3を含む、総合的ブランディング活動
- （5） その他目的を達成するために必要な事項

### （定期協議）

第3条 甲、乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲、乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （本協定の見直し）

第5条 甲、乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、令和8年8月31日とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲、乙のいずれかから書面による特段の申し出がない限りは、1年毎に自動的に更新されるものとする。

2. 甲、乙は前項の規定にかかわらず、相手方に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

### （その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は、それぞれ署名または記名・捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年8月31日

甲 鹿児島県阿久根市  
阿久根市長

西 采 良 将

乙 株式会社博報堂プロダクツ  
代表取締役社長

(代理) シンポジウム  
プロデューサー 板垣 信行